

行、気象・海象情報の的確な把握等安全指導を行った。また、航路等において、他の船舶の流れを無視したプレジャーボートの遊走等の無謀な活動に対しては、訪船・現場指導や取締りを実施し、海難の未然防止及び海上交通秩序の維持に努めている。一方、港内、主要狭水道等船舶交通のふくそうする海域において、巡視船艇による船舶交通の整理及び航法違反等の指導取締りを実施している。

特に、海上交通安全法に定める11の航路については、巡視船艇を常時配備するとともに、航空機によるしょう戒を実施し、重点的な指導取締りを行っている。

このほか、年末年始には、旅客船、カーフェリー、遊漁船、海上タクシー等による海上輸送の安全確保を図るため「年末年始特別警戒」を実施し、全国一斉に訪船指導等を実施した。

警察では、近年のマリンレジャー人口と船舶交通量の増加に対応して、水上交通の安全と秩序を維持するため、警察用船舶の整備と水上警察の組織体制の充実強化を図り、船舶交通のふくそうする港内や事故の起きやすい海浜、河川、湖沼等において、警察用船舶、警ら用無線自動車及び警察用航空機が連携してパトロール等を行ったほか、訪船連絡等を通じた安全指導を積極的に行った。また、事故に直結

しやすい無免許操縦、無検査船舶の航行等違反行為の取締りを強化し、平成16年中、海事関係法令違反102人を検挙した。特に水上オートバイの事故については、水上（中）におけるレジャー事故に占める割合が最も大きい（約18.7%）ため、(財)パーソナルウォータークラフト安全協会等関係団体との連携を図り、広報啓発活動を実施するとともに、自治体との連携を図り、事故に直結しやすい無謀な操縦や無免許操縦に重点を置いた指導取締りを推進した。

また、近年における多様なレジャースポーツに伴う事故を防止するため、レジャースポーツ関係業者、港湾、漁業関係者等との連携を図り、レジャースポーツ愛好者に対し、遊具の搬送、持ち込みに際して安全指導を行ったほか、レジャースポーツを行う者同士の事故やこれらの者と遊泳者、漁業関係者等との事故を防止するため、水上安全条例の運用等を通じて、危険行為の防止に努めるなど水上交通に関する秩序の維持に努めた。

なお、水上安全条例については、福島県、福井県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、長崎県、宮崎県及び沖縄県の8県において、海水浴場に関する規制等を盛り込んだ条例が施行されている。

## 第7節 救助・救急体制の整備

### 1 海難情報の収集処理体制の整備

海上保安庁では、海難情報を早期に入手し、迅速かつ的確な救助活動を行うため、全国20箇所の陸上通信所や行動中の巡視船艇により、海上における遭難及び安全に関する世界的な制度（GMDSS）に対応した遭難周波数を24時間聴守するとともに、衛星経由で遭難情報の入手が可能なシステム（CO-SPAS/SARSATシステム）の地上施設の運用を行うなど、遭難情報に即応する体制を整えている。

また、広く一般国民や船舶等から海上における事件・事故に関する情報を入手するため、緊急通報用電話番号「118番」の一層の周知、定着を図っている。

一方、防衛庁は、海上保安庁との協定に基づき、同庁と必要な情報の交換に努めている。また、横須賀、佐世保等9箇所の海岸局では常時、その他の海岸局や艦艇・航空機では状況の許す限り、遭難周波数を聴守している。

### 2 海難救助体制の充実・強化及び海難救助技術の向上

#### (1) SAR条約への対応

1979年の海上における捜索及び救助に関する国際条約（SAR条約）は、沿岸国が自国の周辺海域において適切な捜索救助業務を行うための国内制度を確立するとともに、関係国間の協力により、究極的に

は、世界の海に空白のない捜索救助体制を作り上げることが目的としている。我が国は、同条約に基づき、国内的な体制の整備を行う一方、隣接国とのSAR協定の締結により国際的な協力体制の確立に努めており、現在、米国、ロシア及び韓国とそれぞれSAR協定を締結している。

また、近隣諸国等の要請に応じて、海上における捜索救助体制の整備のため、研修員の受け入れ、専門家の派遣等の技術協力を積極的に推進している。

さらに、海運・水産関係者に対して、コンピュータの利用により多数の船舶の位置等の情報を把握することにより、海難が発生した場合に捜索救助活動を効果的に行うことができる日本の船位通報制度（JASREP）への参加を促進し、制度の有効活用を図った。平成16年には延べ2万4,933隻の船舶が参加した。

#### (2) 救命胴衣の着用率の向上

救命胴衣の着用が海難及び船舶からの海中転落による死亡・行方不明者の減少に大きく寄与していることから、救命胴衣着用推進モデル漁協、同マリナーの指定拡充等により救命胴衣着用率の向上を図った。また、救命胴衣の常時着用のほか、携帯電話等の連絡手段の確保、緊急通報用電話番号「118番」の有効活用を三つの基本とする自己救命策確保キャンペーンを強力に推進した。

#### (3) 巡視船艇・航空機等の整備

海上保安庁は、事案即応体制及び業務執行体制の一層の強化を図るため、巡視船艇・航空機等の整備を進めており、平成16年度は、継続分を含め、大型巡視船6隻及び小型巡視船1隻並びに新型ジェット飛行機2機を整備した。

防衛庁は、人命救助等のための派遣にも役立たせることができるように、航空基地及び艦艇基地に航

空機又は艦艇を緊急に発進できる態勢で常時待機させている。

警察では、警察用船舶のほか、船舶無線・各種水難救助資器材等の整備充実を図った。

#### (4) 海難救助技術の向上

船舶交通のふくそう状況、気象・海象の状況等を勘案し、海難の発生のおそれがある海域において、巡視船艇・航空機を効率的に運用している。

また、転覆船や火災船からの人命救助等、高度な救助技術・知識が要求される特殊な海難や救急救命処置を要する傷病者の救助に対応するため、特殊救難隊及び救難強化巡視船による特殊救難体制の充実・強化を図るほか、救急救命士の養成を継続するなど、救急救命体制の充実・強化を図っている。

さらに、海上で発生した傷病者等に迅速かつ的確に対処するため、ヘリコプターに同乗し、つり上げ救助、潜水作業及び救急救命処置等を行う機動救難士を福岡、函館、美保、鹿児島航空基地に配置し、人命救助即応体制の充実・強化を図っている。

このほか、(社)日本水難救済会に対する救助用物品の無償貸与や、全国各地で実施されている民間の救助訓練の指導を行うなど、民間救助体制の強化を図っている。

### 3 洋上救急体制の充実

洋上で発生した傷病者に対し、医師、看護師の迅速かつ円滑な出動を行い、適切な医療活動を行うため、(社)日本水難救済会が事業主体となって実施している洋上救急事業について、その適切な運営を図るための指導及び協力を行うとともに、関係団体と協力し、医療機関の参加を促進している。平成16年は36件の要請を受け、医師・看護師等73人を派遣した。

## 第8節 損害賠償の適正化・充実

船舶による旅客の運送に伴い発生しうる損害賠償に備えるため、事業許可を行う際に保険契約の締結

を条件とすることなどにより事業者の損害賠償の能力を確保している。